

視察等報告書

三次市議会議長 様

報告者 藤岡 一弘

下記の通り、視察が終了したので報告致します。

	会派代表者	掛田 勝彦	経理責任者	増田 誠宏
視察議員	藤岡 一弘			
期間	令和 3年 10月 20日(水)			
視察先	三次市生涯学習センター 3 階交流ホール			
視察用務	議員の資質向上と議会運営の基本の研修会			
視察先対応者	自治体議会研究所 代表 高沖 秀宣			
概要 及び 所感	<p>○ 研修会の内容</p> <p>①議員の資質向上について</p> <p>②議会運営の基本について</p> <p>③議員力・議会力の強化について</p> <p>④コロナ禍の議会運営について</p> <p>○ 議員の資質向上について</p> <p>憲法 93 条から議事機関として議会を設置する規定があることから、議会は審議や熟議する機関であると言える。また、議会は、住民の代表機関であり、議決機関であるとされる。合議制の住民代表機関であることから、多様な民意の反映が求められており、議会は、いかに「民意」を反映できるかが大きな課題とされる。</p> <p>議会の審議における政策提言等、地方分権が進展し、地方自治体の自己決定の領域が拡大する中、議会の政策形成機能の一層の発揮が求められている。</p> <p>○ 議会運営の基本について</p> <p>憲法 93 条第2項は、地方公共団体の統治構造について、国のそれとは異なって、基本的に、議事機関である議会及び執行機関である知事・市長などが住民による直接選挙を通して住民の意思を反映する仕組みも構築を要求している。この仕組みが、二元代表制であるが、このような二元代表制を採用しているにもかかわらず、地方議会の首長に強い権限を認める一方で、議会の権限は限定的に列挙する方法をとっている。</p> <p>○ 議員力・議会力の強化について</p> <p>① 議会改革</p> <p>議会改革とは、二元代表制を実質化していくことである。議会改革は、「機関としての議会」による政策過程を活性化させることで、二元代表制における機関対</p>			

立主義の理念を作動させようとするものであり、分権時代における自治体の意思決定の在り方に対する自治体議会の側からの1つの回答であると言える。

② 通年制議会

通年制議会とは、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができる制度。この選択をした場合、議会は会議を開く定例日を条例で定め、長は、議長に対し、会議に付議すべき事件を示して定例日以外の日において会議の開催を請求することができることとし、長等の議場への出席義務については定例日の審議及び議会の審議に限定することとした。

〈 通年制議会のメリット 〉

- ・新しいシステムは、議会活動を活性化し、その充実に役立つ。
- ・災害など不測事態が発生した場合にも、直ぐに対応が可能。
- ・専決性分の可能性が格段に低下する。
- ・委員会などの審議時間が十分に確保できる。
- ・参考人や公聴会制度の活用が増え、議会運営に住民の声を反映する可能性が大きく広がる。
- ・契約議案などは、議会が連続するため即効性のある対応が可能。

〈 通年制議会のデメリット 〉

- ・執行機関職員の仕事の増加。
- ・議会関係の運営コストの増加。
- ・議員事務局の負担の増加。

○ コロナ禍の議会運営について

議事機関としての機能は維持されているか注意する必要がある。場合によっては、議会基本条例や委員会条例の一部を改正し、オンラインによる本会議・委員会の開催も可能にすべきである。条例の改正については、新居浜市議会や取手市議会が行っている。

○ 研修会への参加に対する所感

この度の研修会で、議員力・議会力の強化として、特に通年制議会の導入の講習を受けた。通年制議会の導入により、議会活動の活性化とスピード感が強化されると感じた。通年制議会の導入は、議会改革の1つに過ぎないが、議会と執行部との間に緊張感を持たせることにつながる。これは、議会改革のゴールではなく、スタートとして捉え、常に市政に主体的に関わろうとすると、通年制議会の導入は自然の流れである、議会の在り方を再度考える機会にすべきである。